

(別紙2)

令和6年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
貴法人の評議員において、当該年度の評議員会(2回開催)及び前年度の評議員会をすべて欠席している者があった。 ついては、評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、欠席の続く評議員は適切な者への改選を検討すること。 根拠法令 社会福祉法人審査基準3の1(3)	次回開催の評議員会では、文書での案内に加え直接本人へ電話、又は訪問し出席を促します。その上で欠席された場合は、本人の意向の確認の上改選を検討します。	次回評議員会
貴法人の事業活動計算書において、当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩を加算した額を超えて、その他の積立金積立額を計上していた。今後は法令に従い、適切な会計処理を行うこと。 根拠法令 社会福祉法人会計基準第6条第3項 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い 19	今後は積立金を積み立てる場合は法令に従い適切な会計処理を行います。	今年度決算

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
4是正又は改善関係書類を添付すること。